

## 5. 暮らしを守る安全・安心都市

- 5-1 災害に強いまちをつくる
- 5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する
- 5-3 便利で安全な交通環境をつくる
- 5-4 区民生活の安全を確保する

## 5. 暮らしを守る安全・安心都市

### 5-1 災害に強いまちをつくる

東日本大震災発生後、首都直下地震等による東京の被害想定が見直され、区内では、火災発生による被害が甚大なことから、平成24年度（2012年度）に「品川区地域防災計画」の修正を行い、避難所運営体制の強化、女性の視点、災害時医療体制の強化、新たな災害への対応といった内容を盛り込みました。

地域の防災力の強化を図るため、区民、事業者、関係行政機関との協力体制をさらに強化して、防災対策の基本である「自助」、「共助」、「公助」の各役割について意識の向上を図るため具体的な取り組みを進めていきます。

災害発生時の応急救護体制について、初期消火体制、医療救護体制、避難所機能の強化を図ります。また、発災直後の一斉帰宅による混乱を回避するため、帰宅困難者対策を推進します。

市街地整備については、地震災害およびこれに起因する延焼火災等に対して脆弱な木造住宅密集地が残されていることから、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクト<sup>\*1</sup>の不燃化推進特定整備地区制度を活用し、地域の不燃化、防災性の向上に向け、特定整備路線<sup>\*2</sup>沿道の建築物の不燃化や広域避難場所への道路整備など、都と連携を図り、取り組みを強化します。

建物の耐震化については、平成25年（2013年）3月に「品川区耐震改修促進計画<sup>\*3</sup>」の改定を行い、耐震診断・補強設計・耐震改修等の支援策の拡充、強化を図ります。

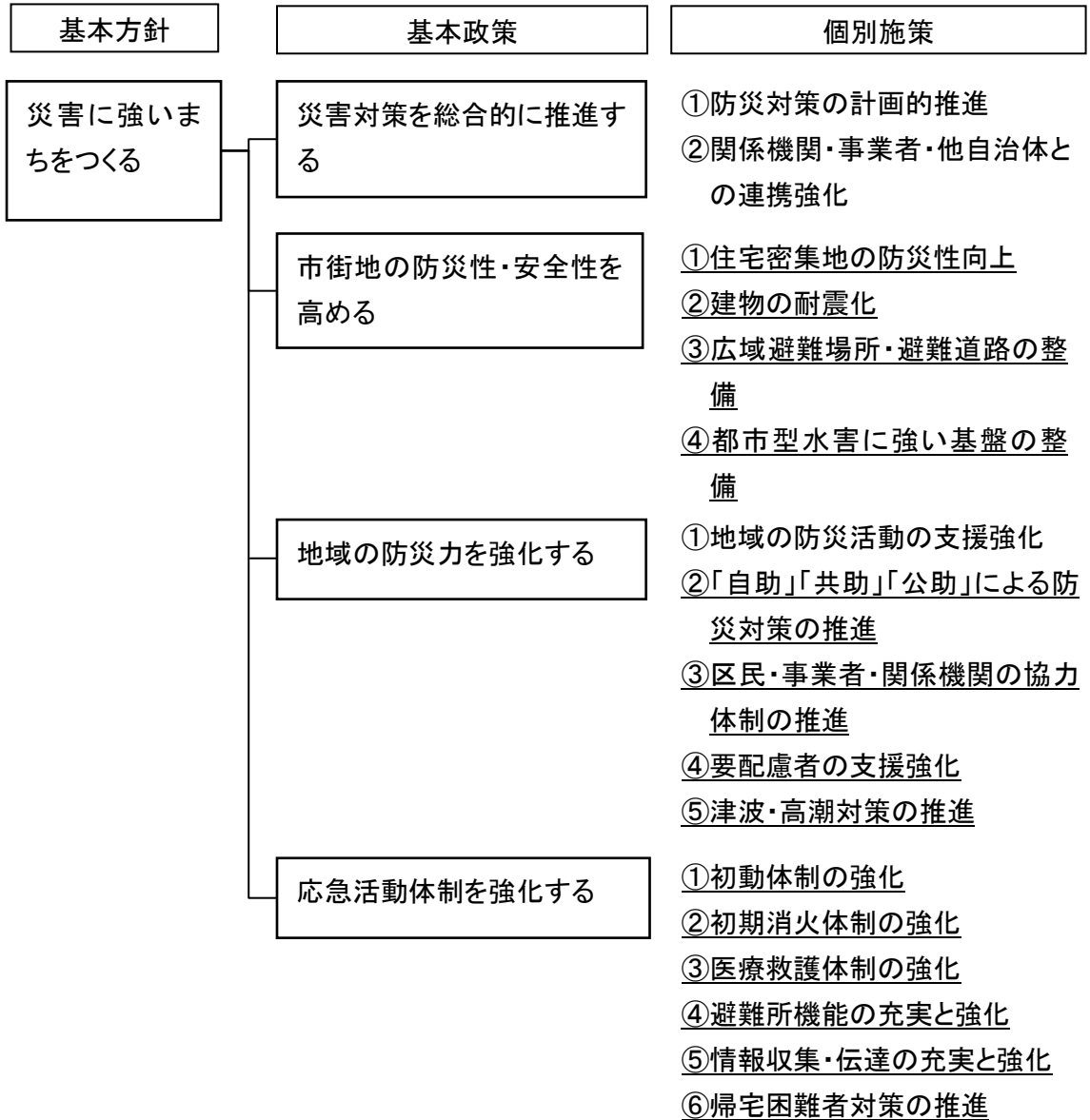
一方、台風や集中豪雨による都市型水害への対策も、東京都や区民・事業者との連携を図り、総合的な治水対策事業を進め、津波・高潮についても対策を進めます。

※1：木密地域不燃化10年プロジェクト 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である木密地域の改善を一段と加速するためのプロジェクトです。特に甚大な被害が想定される地域を対象に、10年間の重点的・集中的な取り組みを実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標としています。

※2：特定整備路線 災害時に火災や倒壊の危険が高い木密地域の防災性向上を図るため、東京都が「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針に基づいて選定し、整備する都施行の都市計画道路です。

※3：品川区耐震改修促進計画 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を計画的かつ総合的に推進するための計画であり、平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とし、最終年度までの住宅や特定建築物等の耐震化目標を95%以上とするため、旧耐震基準で建築された建物（昭和56年（1981年）5月以前のもの）を対象とする耐震化支援策などを位置づけています。

《施策体系図》



**5-1-1 災害対策を総合的に推進する****①防災対策の計画的推進**

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災計画との整合を図りながら震災復興計画等を策定し、あわせて、人、もの、情報などの資源を最大限活用した防災体制づくりを進めます。さらに、震災があった場合にすばやく復旧できるよう地籍調査を進めます。

**②関係機関・事業者・他自治体との連携強化**

警察、消防などの行政機関および町会・自治会、区民、商店街ならびに交通機関や企業、大型集客施設、その他事業者、他自治体との横断的な連携や協力体制を強化し、総合的に防災対策を進めます。

**5-1-2 市街地の防災性・安全性を高める****①住宅密集地の防災性向上**

住宅密集地において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物等の除却や共同・協調建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めます。

さらに、重点的・集中的な住宅密集地の改善に向け、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化推進特定整備地区制度を活用し、先行実施地区および本格実施地区において都と連携のもと不燃化を強力的に推進し、地域の防災性の向上を図ります。

このほか、震災時の、電気に起因する火災を抑えるため、不燃化推進特定整備地区における木造住宅を対象として、大きな揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの普及促進を図ります。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東中延 1・2 丁目、中延 2・3 丁目地区密集住宅市街地の整備促進(木密地域不燃化 10 年プロジェクト)	整備促進	整備促進	道路拡幅整備、防災広場整備、建替促進、 専門家派遣、除却助成、防街事業		
			従前居住者対応		—
			【不燃領域率】 52.8%   56.8%   61.3%		
旗の台・中延地区密集住宅市街地の整備促進(木密地域不燃化 10 年プロジェクト)	整備促進	整備促進	道路拡幅整備、防災広場整備、建替促進、 専門家派遣、除却助成、共同化建替		
			防街事業	—	
			【不燃領域率】 55.9%   58.8%   62.2%		
二葉 3・4 丁目、西大井 6 丁目地区密集住宅市街地の整備促進(木密地域不燃化 10 年プロジェクト)	整備促進	整備促進	道路拡幅整備、防災広場整備、建替促進、 専門家派遣、除却助成		
			【不燃領域率】 54.6%   59.0%   62.2%		
豊町 4・5・6 丁目地区密集住宅市街地の整備促進(木密地域不燃化 10 年プロジェクト)	整備促進	整備促進	道路拡幅整備、防災広場整備、建替促進、 専門家派遣、除却助成		
			【不燃領域率】 50.5%   54.6%   59.2%		

西品川2・3丁目 地区密集住宅市 街地の整備促進 (木密地域不燃 化10年プロジェ クト)	整備促進	整備促進	事業計画 策定	道路拡幅整備、 防災広場整備、建替促進	
			専門家派遣、除却助成		
			【不燃領域率】		
			53.1%	56.3%	60.1%
大井5・7丁目、 西大井2・3・4丁 目地区密集住宅 市街地の整備促 進(木密地域不 燃化10年プロジ ェクト)	整備促進	整備促進	専門家派遣、除却助成		
			【不燃領域率】		
			49.6%	53.6%	59.6%

(実施課：木密整備推進課)

全 体 計 画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計 画 内 容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
感震ブレーカー 設置の普及促進	—	普及促進	普及促進		
			【設置助成件数】		
			110件	110件	110件

(実施課：防災課)

## ②建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震診断・補強設計・耐震改修等への支援や相談体制、情報発信を強化することで、建物の耐震化を促進します。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
木造住宅等の耐震化支援	耐震化支援	耐震化支援の充実	耐震化支援の充実 【耐震改修等助成件数】 460 件   434 件   424 件		
耐震化アドバイザーの派遣	耐震化アドバイザーの派遣	耐震化アドバイザーの派遣	耐震化アドバイザーの派遣 【アドバイザー派遣件数】 24 件   24 件   24 件		

(実施課：建築課)

### ③広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替助成などによる不燃化を促進するとともに、木密地域不燃化 10 年プロジェクトにおける特定整備路線の補助 29 号線沿道や、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や沿道建築物の不燃化を進めるとともに、空洞の調査と補修を進め、避難者の安全の確保と早期避難の実現をめざします。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助 26 号線その 2 地区都市防災不燃化の促進	不燃化促進	不燃化促進	建築助成、除却助成 【不燃化率】 54.0%   58.0%   62.0%		
戸越公園一帯周辺地区都市防災不燃化の促進	不燃化促進	不燃化促進	建築助成、除却助成 【不燃化率】 50.0%   55.0%   60.0%		

(実施課：木密整備推進課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
荏原北・西五反田地区防災生活圏促進事業の推進	道路拡幅整備	道路拡幅整備	道路拡幅整備 【拡幅整備総延長】 259.4m   289.4m   319.4m		
	地区計画導入検討	地区計画導入	地区計画導入検討	地区計画導入	—
戸越・豊町地区防災生活圏促進事業の推進(木密地域不燃化10年プロジェクト)	・防災広場等の整備 ・道路拡幅整備 ・整備促進	・防災広場等の整備 ・道路拡幅整備 ・整備促進	防災広場整備 広域避難場所の入口整備 道路拡幅整備 専門家派遣、除却助成 【防災広場整備数(累計)】 6カ所   6カ所   7カ所		

(実施課：木密整備推進課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
滝王子通り地区避難道路機能の強化	・道路拡幅整備 ・不燃化促進	・道路拡幅整備 ・不燃化促進	道路拡幅整備 建築助成、除却助成 【拡幅整備総延長】 117.2m   134.2m   151.2m		

(実施課：木密整備推進課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定整備路線(補助29号線)沿道不燃化の促進(木密地域不燃化10年プロジェクト)	整備促進	整備促進	専門家派遣、建築助成、除却助成 【不燃領域率】 48.2%   52.2%   57.2%		



特定整備路線 (放射2号線)沿道不燃化の促進 (木密地域不燃化10年プロジェクト)	整備促進	整備促進	専門家派遣、建築助成、除却助成  【不燃領域率】 65.4%   66.4%   67.4%		
特定整備路線 (補助28号線)沿道不燃化の促進 (木密地域不燃化10年プロジェクト)	整備促進	整備促進	専門家派遣、建築助成、除却助成  【不燃領域率】 67.1%   67.6%   68.1%		

(実施課：木密整備推進課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
橋梁の長寿命化の推進	予防的修繕工事・耐震補強工事 20橋	予防的修繕工事・耐震補強工事 29橋	4橋	14橋	11橋

(実施課：道路課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
安全な避難路等の確保	道路空洞調査 105km	空洞点検 60km	20km	20km	20km
	補修工事	補修工事	補修工事		

(実施課：道路課)

#### ④都市型水害に強い基盤の整備

個人住宅への雨水浸透施設、雨水利用タンクおよび防水板の設置助成を促進するとともに、公共施設および一定の条件を満たす民間施設などに対し雨水流出抑制施設の設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、浸水の危険性が高い地域において、下水道能力増強工事を積極的に推進するとともに、老朽化対策にあわせて雨水排除能力を増強させるなど効果的に進めるほか、台風などの災害時に崩壊のおそれのある崖・擁壁の安全対策を促進します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
雨水流出抑制対策の推進	対策の推進	対策の推進	区有施設等への雨水流出抑制施設の設置 宅地内雨水浸透施設設置助成 【設置件数】 60件      60件      60件		

(実施課：道路課、公園課、河川下水道課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
排水施設の建設	排水施設の整備	戸越拡充幹線の整備	設計	工事	
		浜川雨水排水管の整備	工事		—
		立会川雨水放流管の整備促進	整備促進		
		下水道管老朽化対策の推進	老朽化対策の推進		

(実施課：河川下水道課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
防水板の普及促進	普及促進	普及促進	普及促進 【設置助成件数】		
			8件	8件	8件

(実施課：河川下水道課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
崖・擁壁の安全化対策の促進	崖・擁壁実態 基礎調査	崖・擁壁の安全 化対策の促進	崖・擁壁実態 基礎調査の 実施	崖・擁壁の安全化対策 の促進	
			崖・擁壁の 安全化対策 の検討		
			【崖・擁壁の改修等支援件数】		

(実施課：建築課)

### 5-1-3 地域の防災力を強化する

#### ①地域の防災活動の支援強化

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、防災機材等の配備を支援します。あわせて、区民、民間事業者への啓発や学校等における防災教育も充実します。

#### ②「自助」「共助」「公助」による防災対策の推進

防災対策の基本である「自分で守る」(自助)、防災区民組織(町会・自治会)や民間事業者等が地域で助け合う「みんなで守る」(共助)という意識の向上をさらに図ります。

全体計画	現況 平成27年度 未見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
災害対策基本条例の普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発		

(実施課：防災課)

全体計画	現況 平成27年度 未見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区民・事業者等への防災教育の充実	防災教育の充実	防災教育の充実	地震体験・煙体験訓練の実施 防災ポスターコンクールの実施 【地震体験・煙体験参加者数】 11,900人   11,900人   11,900人		
		・しながわ防災体験館の活用 ・防災フェアの実施	しながわ防災体験館の活用 防災フェアの実施 【体験館の利用者数】 12,500人   12,800人   13,100人		
		防災学校の実施	様々なカリキュラム(コース)の実施 【受講者数】 1,260人   1,260人   1,260人		

(実施課：防災課)

全体計画	現況 平成27年度 未見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域における防災訓練の充実	訓練の実施	訓練内容の充実	各種防災訓練の充実 【訓練参加人数】 23,200人   23,200人   23,200人		

(実施課：防災課)

### ③区民・事業者・関係機関の協力体制の推進

災害時に区民・事業所・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策三者連絡会議<sup>※1</sup>を通じて、具体的対策を取り入れた訓練の実施を推進します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域・行政・事業所の三者連携による地域防災力の向上	結成地区 2地区	・事業者の参加促進 ・訓練の実施	事業者の参加促進 訓練の実施 【訓練参加者数】 525人   525人   525人		

(実施課：防災課)

### ④要配慮者の支援強化

要配慮者の支援を引き続き進めるとともに、特に災害発生時における避難等について支援が必要な「避難行動要支援者」に対し、より一層の支援強化を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
避難行動要支援者の支援	災害時避難誘導ワークショップの実施	ワークショップの充実	災害時避難誘導ワークショップの充実 【ワークショップの実施回数】 20回   20回   20回		

(実施課：防災課)

※1：地域防災対策三者連絡会議 区民・事業所・行政が相互に連携し、地域における防災力の向上を図るために設置している会議体です。

⑤津波・高潮対策の推進

津波・高潮の発生の際に、日頃から区民が迅速かつ適切な行動がとれるよう、津波・高潮等について、わかりやすい情報の提供や注意喚起をするとともに、防災意識の普及啓発を図ります。また、津波等の危険性が高い地域において、避難場所等の確保を進めていきます。

さらに、立会川河口部における水門等の設置に向けた検討を都と連携して行うなど、津波・高潮対策の推進を図ります。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
津波・高潮対策 の推進	津波に対する 防災訓練の実 施	津波・高潮対策 の推進	津波に対する防災訓練の実施		
	津波避難施設 の確保		津波避難施設の確保		
	津波自主避難 マップの普及 促進		津波自主避難マップの普及促進 【勉強会参加人数】 100 人   100 人   100 人		
	立会川河口に おける水門等 の整備促進		立会川河口における水門等の整備促進		

(実施課：河川下水道課、防災課)

## 5-1-4 応急活動体制を強化する

## ①初動体制の強化

初動対応マニュアル等を充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制を強化します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員の初動体制の強化	災害時初動・業務マニュアルの充実・活用	初動・業務マニュアルの整備・充実	初動・業務マニュアルの更新 【初動・業務マニュアル数】		
		初動対応訓練の強化	42業務	42業務	42業務
			職員の初動対応訓練の強化		

(実施課：防災課)

## ②初期消火体制の強化

街頭消火器の増設、家庭用消火器の購入等のあっせん、区立学校への消防ポンプ配備を進めます。あわせて、初期消火への対応について啓発を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
木密地域における街頭消火器の増設	197基	181基	51基	61基	69基 (完了)

(実施課：防災課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区立学校へのミニポンプ等の配備	ミニポンプ等の配備 35校	ミニポンプ・スタンドパイプの配備 11校	11校 (完了)		—

(実施課：防災課)

## ③医療救護体制の強化

医師会、薬剤師会、歯科医師会および柔道整復師会との協定を締結し、医療救護所および緊急医療救護所の体制整備を進めます。あわせて、災害医療コーディネーターおよび災害医療連携会議の設置や医療救護所マニュアルを策定し、医療体制を一層強化します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
災害時医療救護体制の強化	・災害医療連携会議の運営 ・応急医薬品の更新	・災害医療連携会議の運営 ・応急医薬品の更新	災害医療連携会議の運営 応急医薬品の更新 【外皮用殺菌消毒剤確保量】 24,000人分   24,000人分   24,000人分		

(実施課：健康課、防災課)

## ④避難所機能の充実と強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保などを進めてきましたが、今後は二次避難所、その他避難所、公園などで避難所機能の充実を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
避難所機能の充実	避難所等の非構造部材の耐震化	避難所等の非構造部材の耐震化	避難所等の非構造部材の耐震化調査・耐震化の実施		—
			【調査および工事件数】		
	調査26件   調査0件   —	工事12件   工事32件			
	避難所等の便所排水設備の耐震化	避難所等の便所排水設備の耐震化	避難所等の排水設備の耐震化調査・耐震化の実施 【調査および工事件数】 調査21件   調査0件   調査0件 工事12件   工事17件   工事26件		

(実施課：施設整備課、防災課、庶務課)



全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
災害復旧拠点等の水洗トイレ機能の確保	・災害復旧拠点に接続する下水道管の耐震化 ・地区内残留地区の下水道管の耐震化	災害復旧拠点に接続する下水道管の耐震化	耐震化の推進 【耐震化率】 73%   100%   100%		
		地区残留地区の下水道管の耐震化	耐震化の推進 【耐震化率】 71%   83%   95%		

(実施課：河川下水道課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
備蓄物資等の充実	・備蓄物資の更新・充実 ・備蓄倉庫の確保	備蓄物資の更新・充実	備蓄物資の更新・充実 【備蓄用飲料水確保量】 120,000L   120,000L   120,000L		
		備蓄倉庫の確保	備蓄倉庫の確保		
		しながわ中央公園備蓄倉庫の稼働開始	稼働開始	—	

(実施課：防災課)

### ⑤情報収集・伝達の充実と強化

ケーブルテレビ放送網の活用や防災情報配信の一元化システムの活用により、区民、事業者、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
情報収集・伝達手段の充実	情報収集・伝達手段の充実	情報収集・伝達手段の充実	情報収集・伝達手段の充実 【災害情報等配信システムの配備台数】 391台   391台   391台		

(実施課：防災課)

### ⑥帰宅困難者対策の推進

発災直後の一斉帰宅による混乱を回避するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則および施設内における備蓄の確保について、自主的に取り組むよう事業者  
に周知を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
駅周辺帰宅困難者対策の推進	(目黒駅) 駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営	・エリア防災計画 <sup>※1</sup> の策定 ・協議会の運営 ・訓練の実施	協議会の運営		
	(大井町駅) ・駅周辺帰宅困難者対策協議会設立・運営 ・エリア防災計画の策定	・協議会の運営 ・地域支援ルールの策定 ・訓練の実施	エリア防災計画の策定	帰宅困難者対策訓練の実施	
			地域支援ルールの策定	帰宅困難者対策訓練の実施	
	(大崎駅・五反田駅)	・都市再生緊急整備協議会設立 ・都市再生安全確保計画 <sup>※2</sup> 策定 ・訓練の実施	設立準備	協議会の運営	
				設立・計画策定	帰宅困難者対策訓練の実施
	—	駅周辺帰宅困難者対策協議会設立	—	設立準備	設立
—	—	【各地区協議会および訓練の合計参加人数】			
		240人	360人	480人	

(実施課：防災課)

※1：エリア防災計画 1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画です。

※2：都市再生安全確保計画 都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他施設の整備等に関する計画です。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
徒歩帰宅者支援 対策の推進	国道 15 号線 徒歩帰宅者 支援対策協議 会※1の運営	・協議会の運営 ・訓練の実施 ・他路線の検討	協議会の運営		
			徒歩帰宅困難者対策訓練の実施		
			他路線 の検討	他路線の検討・促進	
			【協議会および訓練参加者数】		
			200 人	200 人	200 人

(実施課：防災課)

※1：徒歩帰宅者支援対策協議会 東京都が指定する帰宅支援対象道路沿線において、災害時に徒歩帰宅者が円滑に通過できることを目的に設置する協議会で、沿線に位置する区内の町会・自治会、商店街、事業所、私立学校、行政機関などで構成しています。

## 5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する

これまで区は、副都心として位置づけられた大崎駅周辺地区をはじめとして、天王洲地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区で法定再開発事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を進めてきました。

今後も引き続きターミナル駅周辺で計画的なまちづくりを進め、土地利用の転換を図り、住宅、商業、業務とのバランスの取れたまちづくりを進めていきます。

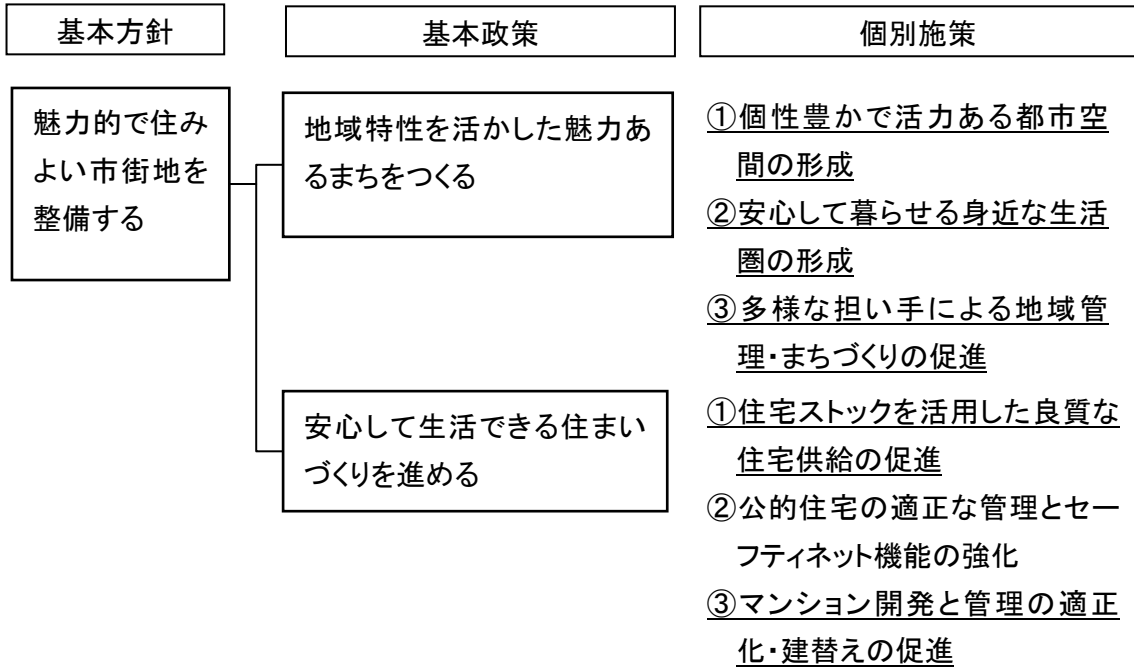
羽田空港の拡張にともない東南アジア向けの国際線が大幅に拡充されるほか、品川駅は、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が停車し、今後整備されるリニア中央新幹線の発着駅となります。品川区は、東京の表玄関としてだけでなく、国際都市としてのポテンシャルが一層高まっており、50万人を超える昼間人口の様々な活動を支えられるよう、都市機能の充実を図ります。

また、近年、区の人口は増加傾向にあるものの、今後は少子高齢化による人口・世帯の減少が見込まれます。住宅政策においては、区はこれまでに良質な区民住宅929戸(平成28年(2016年)3月現在)を整備してきたほか、全国初の区民住宅の住み替え制度や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、中堅ファミリー層の区内定住を積極的に誘導してきました。今後は、住生活の安定確保および質の向上を図るため、区民に安心して生活できる住宅を提供するうえで、公的住宅の適切な維持管理を行い良質なストックとして確保するとともに、民間住宅ストックを有効に活用し、住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>に向けた住宅を安定供給するしくみを検討します。

マンション対策については、老朽化したマンションの大規模修繕・建替えを促進し、区民の住環境の向上を図るほか、ワンルームマンション対策やマンションの管理水準向上のための取り組みを推進し、マンション開発と管理の適正化を図ります。

※1：住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

《施策体系図》



5-2-1 地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

①個性豊かで活力ある都市空間の形成

都心機能の一部を担う品川や大崎、区を中心核としての大井町等の駅周辺では、再開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた拠点の形成を促進します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
大井町駅周辺地区の整備促進	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討		
大井一丁目南第1地区の整備	権利変換	工事	工事		
大井町駅西口E地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進	都市計画決定	

広町地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進	都市計画 決定	事業促進
大崎駅周辺地区の整備促進	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討		
大崎三丁目地区の整備	整備促進	整備促進	都市計画 決定	組合設立	権利変換
西品川一丁目地区の整備	工事	工事	工事		工事完了
大崎西口駅前地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進	都市計画 決定	組合設立
五反田駅周辺地区の整備促進	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討		
	大街区化の促進（西五反田二丁目地区）	大街区化の促進（西五反田二丁目地区）	大街区化の促進（西五反田二丁目地区）		
品川駅南地域周辺地区の整備促進	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	・地元まちづくり組織の設立・活動支援 ・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討		
目黒駅前地区の整備	工事	工事	工事	工事完了	—
品川シーサイド駅周辺地区の整備促進	整備促進	整備促進 C街区工事	整備促進 C街区工事		

(実施課：都市開発課)

## ②安心して暮らせる身近な生活圏の形成

より身近な駅周辺では、個性ある商店街や医療、福祉、教育等の生活サービス機能の集積等、地域の中心性を備えた地区活性化拠点の形成を進めます。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
武蔵小山駅周辺 地区の整備促進	・地元まちづくり 組織の設立・活動支援 ・事業化検討	・地元まちづくり 組織の設立・活動支援 ・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討		
武蔵小山駅前通 り地区の整備	組合設立	整備促進 工事	権利変換	工事	
武蔵小山パルム 駅前地区の整備	権利変換	工事	工事		
小山三丁目第1 地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進		

(実施課：都市開発課)

## ③多様な担い手による地域管理・まちづくりの促進

一定の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地域住民・事業所等による様々な自主的取り組みを支援し、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域によるまち の自主的な管理 運営の支援	自主的な管理 運営・エリアマ ネジメント活動 の支援	支援の充実	地域におけるエリアマネジメントの展開 および活動の支援(大崎、天王洲ほか) 【エリアマネジメント展開地区数(累計)】 2地区   2地区   3地区		

(実施課：都市開発課)

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区民の自主的な まちづくりの支援	自主的なまち づくりの支援	支援の充実	まちづくり専門家の派遣		
			【専門家派遣団体数】		
			4 団体	4 団体	4 団体
			まちづくり団体への助成		
			【助成団体数】		
			10 団体	10 団体	10 団体

(実施課：都市計画課)

## 5-2-2 安心して生活できる住まいづくりを進める

## ①住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

住宅のリフォームを支援することで良質な住宅ストックとしての維持を図るとともに、住宅関係団体と連携し、民間賃貸住宅の空き室の有効活用および高齢者世帯、子育て世帯など住宅に困窮する区民への住宅の安定供給を図るしくみを検討します。

また、「品川区空き家等の適正管理等に関する条例」等に基づき、管理不全状態にある空き家の適正管理および有効活用を推進します。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住宅修築融資の あっ旋	住宅修築融資 のあっ旋	住宅修築融資の あっ旋	住宅修築融資のあっ旋		
			【融資件数】		
			14 件	14 件	14 件

(実施課：住宅課)



全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
親元近居の支援	親元近居の支援	親元近居支援の充実	親元近居の支援 【ポイント交付件数(近居・同居件数)】		
			45件	45件	45件

(実施課：住宅課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
住宅改修の支援	住宅改善工事助成の充実	住宅改善工事助成の充実	住宅改善工事助成の充実 【助成件数】		
			172件	172件	172件

(実施課：住宅課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
空き家対策の推進	空き家活用モデル事業実施	空き家の適正管理の推進	空き家の適正管理の推進 【管理不全状態にある空き家の解消件数】		
		空き家の有効活用の促進	空き家の有効活用の促進 【有効活用件数】		
			5件	5件	5件
			2件	2件	2件

(実施課：住宅課)

## ②公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

適切な維持管理を実施し、公的住宅を良質な住宅ストックとして区民に提供します。

### ③マンション開発と管理の適正化・建替えの促進

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図ります。また、マンションの管理水準の向上と大規模修繕や建替えの円滑な実施を促進するため、マンション管理士・一級建築士と連携して相談体制を確立するとともに、管理組合間で意見交換を行う場を設けるなどの支援を行います。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
分譲マンション の管理支援	分譲マンション の維持管理に 関する相談支 援	相談支援の充実	マンション交流会の開催 マンション管理士・大規模修繕アドバイザー の派遣 マンション管理セミナーの充実 分譲マンションの管理相談の充実		
			分譲マンション建替え支援策 の検討		分譲マンショ ン建替え支 援策の実施
			【マンション交流会会員組合数(累計)】		
			55 組合	65 組合	75 組合

(実施課：住宅課)

### 5-3 便利で安全な交通環境をつくる

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備することで、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15分以内にありま。区はこれまでも、道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできましたが、未だ、いくつかの踏切が残されており、地域の分断や交通渋滞、災害時の避難、救援・救護の障害となりかねないことが課題となっていることから、引き続きより利便性の高い交通環境網の整備に取り組みます。

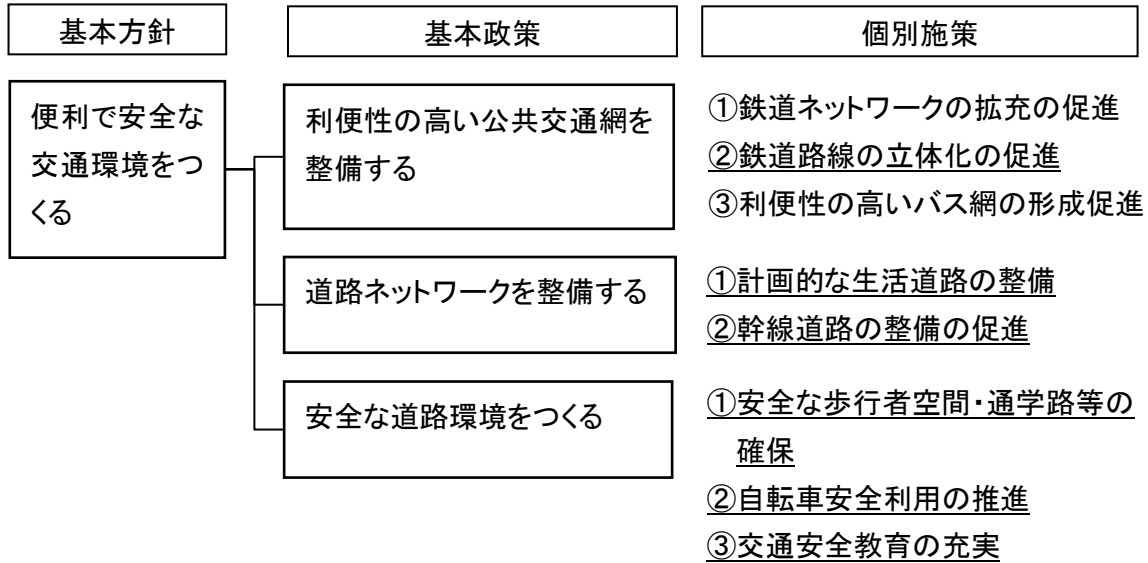
品川区の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が課題となっています。また、一部の幹線道路を除き狭隘<sup>きょうあい</sup>な道路が多く、さらに、住宅系、工業系、商業系の土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生している状況にあります。

防災まちづくりを進めるため、都市計画道路の優先整備路線および特定整備路線や生活道路について整備を促進します。

リニア中央新幹線の整備や羽田空港の国際線の拡充等、区を取り巻く交通環境が変化しており、さらに利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域の分断、踏切事故、交通渋滞等の解消に取り組みます。

また、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保や、自転車の安全利用、放置自転車対策など道路利用の適正化を図り、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設の整備や交通安全の啓発・教育を実施していきます。

《施策体系図》



5-3-1 利便性の高い公共交通網を整備する

①鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田、大崎、大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワークなどの再編整備に向けて働きかけを行います。また、東海道貨物支線貨客併用化の実現に向け、沿線自治体が構成する協議会を通じて働きかけを進めます。

②鉄道路線の立体化の促進

踏切遮断による交通渋滞および踏切事故の解消、鉄道に分断された市街地の一体化等を図るため、鉄道路線の立体化を促進します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
京浜急行線(品川駅～新馬場駅)連続立体交差化事業の促進	京浜急行線連続立体交差化調査検討	京浜急行線連続立体交差化事業の促進	基礎調査	測量 環境調査	基本設計

(実施課：都市開発課)

### ③利便性の高いバス網の形成促進

利用者ニーズに応じた利便性の高いバス網の整備が必要であり、特に区の東西を結ぶ公共交通網を充実させるため、都市計画道路の整備に合わせて、東西方向を結ぶバス路線の確保について事業者**に強く働きかけます。**

#### 5-3-2 道路ネットワークを整備する

##### ①計画的な生活道路の整備

生活道路の中には狭隘きょうあいな道路が多くあります。区民生活にもっとも身近な生活道路の利便性や防災上の観点から、街区内交通を集め幹線道路に接続する主要な生活道路の整備方針を検討・策定します。また、通勤、通学、散歩、買い物等の日常生活が快適に行われる空間としての生活道路を確保します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
道路の改修	路面改良	路面改良 15,000㎡	5,000㎡	5,000㎡	5,000㎡
	側溝改良	側溝改良 3,000m	1,000m	1,000m	1,000m

(実施課：道路課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
細街路の拡幅	拡幅整備				
区道 20.0km	区道 13.4km	区道 6.6km	区道 2.2km	区道 2.2km	区道 2.2km
私道 20.0km	私道 15.5km	私道 4.5km	私道 1.5km	私道 1.5km	私道 1.5km

(実施課：建築課)

## ②幹線道路の整備の促進

補助 26 号線の整備を促進するとともに、防災まちづくりの観点から特定整備路線として選定された補助 29 号線、放射 2 号線、補助 28 号線の早期整備を推進します。特に補助 29 号線については、都市防災不燃化促進事業、防災生活圈促進事業、密集住宅市街地整備促進事業等に合わせた整備を推進します。また、接続する道路整備についても検討します。

国道 357 号線に関しては、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保について整備を促進するよう働きかけます。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助第 163 号線 (第Ⅲ期区間・百 反坂下～補助 26 号線)の整備	・設計 ・工事	・用地取得 ・工事	用地取得 工事		工事
補助第 205 号線 (第Ⅰ期区間)の 整備	工事	工事	工事	—	
補助第 205 号線 (第Ⅲ期区間)の 整備検討	整備検討	整備検討	整備検討		

(実施課：道路課)

5-3-3 安全な道路環境をつくる

①安全な歩行者空間・通学路等の確保

高齢者や障害者、幼児、児童など誰もが安心して利用できる歩行者空間や通学路等を確保するため、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路照明などの安全施設を整備するとともに、自転車の走行環境の整備や、道路上の不法占用物件等の障害物の除去、違法駐車取締りを進めます。

また、歩行者が安全に道路を通行するうえで妨げとなる放置自転車の対策については、啓発活動を実施するとともに自転車駐車場の整備に努めます。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
交差点の改良	改良の推進 140カ所	改良の推進 60カ所	20カ所	20カ所	20カ所

(実施課：道路課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
違法駐車防止対策の推進	防止活動の推進	防止活動の推進	重点路線等での違法駐車等防止活動 の推進 【指導・啓発件数】 2,800件   2,800件   2,800件		

(実施課：土木管理課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
駐輪場の整備	駐輪場の整備	駐輪場の増設・ 整備検討	大森駅前 増設	整備検討 【駐輪場収容可能台数】 8,646台   9,246台   9,246台	

(実施課：土木管理課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
放置自転車撤去活動の推進	撤去活動の推進	撤去活動の推進	撤去業務の推進 放置防止・指導啓発活動の推進 【撤去台数】 15,400台      14,600台      13,900台		

(実施課：土木管理課)

## ②自転車安全利用の推進

自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図るため、関係機関、団体、学校等との連携・協力を進めます。また、「自転車安全利用五則」※1を普及促進するため、自転車利用ルールの周知と街頭指導の充実を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
自転車走行環境の整備	自転車走行環境の整備 4,465m	自転車走行環境の整備促進 1,600m	600m	500m	500m

(実施課：道路課)

※1：「自転車安全利用五則」 自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要な5つの交通ルールです。

「1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「2. 車道は左側を通行」、「3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「4. 安全ルールを守る」、「5. 子どもはヘルメットを着用」



全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
自転車安全教育 の推進	安全教室の運 営	自転車安全教室 の充実	8回	8回	8回
		親子自転車安全 教室の充実	4回	4回	4回
		自転車安全利用 啓発活動の推進 (駅前等キャンペ ーン)	4回	4回	4回
		—	【各自転車安全教室・駅前等キャンペーン参加人数】 5,800人   5,800人   5,800人		

(実施課：土木管理課)

### ③交通安全教育の充実

各種啓発活動を実施し、交通ルールの遵守を促すとともに交通マナーの向上を図ります。また、交通安全教育の充実を図り、交通事故の状況や危険性を広く周知することで、交通事故防止に努めます。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
交通安全教育の 推進	安全教育の推 進	安全教育の推進	高齢者交通安全モデル地区における講習会 の充実 ヒヤリハット地点の啓発推進 【高齢者交通安全講習会参加人数】 200人   200人   200人		

(実施課：土木管理課)

#### 5-4 区民生活の安全を確保する

安全で安心して生活できる地域社会を形成するため、自分たちの地域は、自分たちで守るという風土づくりに取り組んでいます。

また、特に子どもの安全確保については、公園等で遊ぶ子どもたちを周囲の大人たちが見守れるように公園の見とおしをよくする取り組みなど、地域全体での見守り体制を確立し、犯罪に強いまちづくりを推進します。

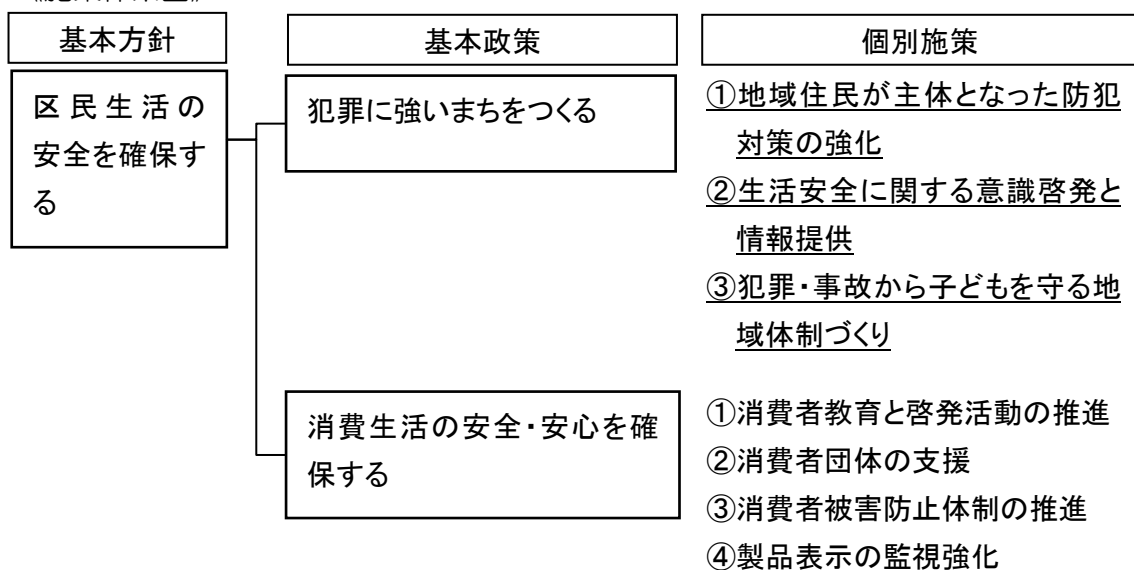
今後とも、区民の体感治安の向上を図るため、不審者情報や犯罪発生情報などの提供を行うことにより、区民の防犯に対する意識を高めるとともに、区民や町会・自治会、事業者等の自主的防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。

区民の消費生活を巡る環境は、経済のサービス化・ソフト化にともない、多様な金融商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。このような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪質巧妙な販売による被害が拡大しています。

これら消費者の安全確保については、ひとり暮らし高齢者などの被害を迅速に把握して、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワーク体制の推進や、被害にあわない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加できる消費者教室や出前講座など多様な機会の提供による意識啓発を行っていきます。

消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ体制と消費者相談体制の拡充に持続的に取り組みます。

#### 《施策体系図》



## 5-4-1 犯罪に強いまちをつくる

## ①地域住民が主体となった防犯対策の強化

安全で安心なまちづくりに向けた自主的な防犯活動を促進するため、自主的防犯活動団体に対し活動助成を行うとともに、より一層生活安全サポート隊および警察署との連携を図り、防犯対策を強化します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域住民が主体 となった防犯対 策の強化	・自主的防犯 活動団体の活 動支援 ・防犯設備・装 備助成の充実	事業内容の充実	自主的防犯活動団体の活動支援		
			【助成団体数】 3団体	3団体	3団体
			防犯設備・装備助成の充実		
			【助成団体数】 8団体	8団体	8団体

(実施課：地域活動課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
官民一体となっ た防犯対策と意 識啓発の推進	協力企業・PR マスコットの調 査	官民一体となっ た防犯対策と意 識啓発の推進	企業およびPRマスコットと連携した防犯活動 の推進		
			【連携企業・団体数】 33団体	41団体	49団体

(実施課：地域活動課)

## ②生活安全に関する意識啓発と情報提供

迷惑な客引き行為の防止を図るため、警察等関係機関と連携し、客引き行為防止指導員らがパトロールを行い、違反者に指導を行うなど、地域安全運動や各種キャンペーンの開催により、品川区セーフティアップ運動を効果的に推進し、区民の生活安全に関する意識啓発を図ります。あわせて、警視庁が犯罪情報を迅速・正確に配信する「メールけいしちょう」の利用を促進します。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
客引き行為等防 止の推進	・執拗な客引 き行為等の防 止 ・指導員の育 成	客引き行為等防 止の推進	執拗な客引き行為等の防止の推進 指導員の育成 【指導員数】 70 人   80 人   90 人		

(実施課：地域活動課)

### ③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムや「まもるっち」等の機能向上と実地の点検・訓練を励行します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども 110 ばんの家」制度の融合、「83運動」との連携を図るなど、地域を挙げた子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子どもたちの遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進します。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子どもを見守る 地域ネットワー クの拡充	近 隣 セ キ ュ リ テ ィ シ ス テ ム ・ こ ども 110 ば ん の 家 等 の 推 進	地 域 ネット ワ ー ク の 拡 充	近隣セキュリティシステムの運営 【協力者数】 13,000 人   13,000 人   13,000 人		
			こども 110 ばんの家の推進 【協力者数】 2,000 人   2,000 人   2,000 人		
			83運動の推進		

(実施課：地域活動課、庶務課)

**5-4-2 消費生活の安全・安心を確保する****①消費者教育と啓発活動の推進**

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターにおいて多彩な講座の企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会・自治会などの地域団体と協力して啓発活動を進めます。

**②消費者団体の支援**

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を派遣するなどの支援を行うとともに、様々な場での消費者教育を推進するため消費者団体への情報提供を進めます。

**③消費者被害防止体制の推進**

高齢者や障害者などの消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネージャーやホームヘルパー、民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、成年後見センター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、消費者被害防止体制を進めます。また、多重債務問題の解決を図るため、関係機関との連携を強化します。

**④製品表示の監視強化**

「家庭用品品質表示法」、「電気用品安全法」、「消費生活用製品安全法」、「ガス事業法」および「液化石油ガス法」に基づき、小売店の立入検査などによる品質表示に関する監視体制を強化します。